

第1号被保険者の介護保険料に係る制度改正等について

1 国の方針

(1) 制度改正による第4段階の細分化

介護保険料の所得段階区分が第4段階の第1号被保険者については、現在、全国一律の基準により「本人が市町村民税非課税であり、かつ世帯員の中に課税者がいる場合」とされているが、この第4段階に区分される被保険者のうち、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下である低所得者層については、保険者の裁量により、第4段階よりも低い保険料を設定することが可能となる（9月政令改正予定）。

【制度改正の背景】

課題	対象者	国の対応策
①税制改正に伴う激変緩和措置の終了による保険料の上昇 → 平成17年度の税制改正により、介護保険料が上昇する第1号被保険者に対する激変緩和措置（20年8月現在4,185名適用）が今年度末で終了するため、ほとんど収入が変わらないのに来年度から本来の保険料額に上がることとなる。	第5段階のうち措置適用者 第4段階のうち措置適用者	第5段階（国標準）を細分化するよう保険者へ周知
②世帯課税が保険料段階に反映することへの根強い批判 → 保険加入者は個人単位であるにもかかわらず、保険料算定においては世帯員の課税状況が加味される点について、従来から問題点が指摘されてきた（介護保険料の在り方等に関する検討会等）。		第4段階を細分化できるよう政令を改正
	第4段階全員	

【本人非課税層に係る所得段階区分の推移】

課税状況		本人の公的年金収入等	第1～2期 (12～17年度)	第3期 (18～20年度)	第4期 (21～23年度)	全国一律基準
本人	世帯員					
非課税	非課税	80万円以下	旧第2段階 (0.75)	第2段階 (0.5)	第2段階 (0.5)	第2段階 (0.5)
		80万円超		第3段階 (0.75)	第3段階 (0.75)	第3段階 (0.75)
	課税	80万円以下	旧第3段階 (1.0)	第4段階 (1.0)	第4段階 (1.0)	第4段階 (1.0)
		80万円超				

保険者裁量で設定

(2) 介護保険料の在り方等に関する検討会

定率負担方式の導入の是非など第1号被保険者に係る介護保険料の賦課方法の在り方を検討するため、学識経験者や市町村関係者で構成される検討会が厚生労働省に設置され、約1年にわたり具体的な検討が進められてきたところであるが、来年度からの新賦課方式の導入については、実質的に見送られることとなった。

【検討すべき主要な課題】

- | | |
|----------------|---------------------------------------------------|
| 制度の基本設計に関する事項 | ○定額制か、定率制か。あるいは混合型か。 |
| | ○賦課を個人単位で行うか、世帯単位で行うか。
個人単位の場合、世帯の負担能力をどう考えるか。 |
| | ○賦課ベースをフローでみるか、ストックも含めるか
どうか。 |
| 改正に当たって考慮すべき事項 | ○所得捕捉、システム変更等に係る保険者の事務負担について |
| | ○経過措置について |
| | ○他制度への影響等について |

【これまでの開催状況】

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1回 (19/3/19)
～
第3回 (19/6/28) | ○介護保険料の制度概要、現状報告 |
| | ○住民税、国保・後期高齢者医療保険料等との比較
○保険者からの意見聴取
○検討課題の整理等 |
| 第4回 (19/11/1) | ○保険料激変緩和措置の継続（延長）等 |
| 第5回 (20/2/29)
～
第6回 (20/4/15) | ○保険者アンケート調査結果報告
○保険料のシミュレーション結果報告 |
| | ○各委員、各保険者からの意見整理等 |

【現行賦課方式の問題点】

○被保険者本人以外の者の課税状況（世帯概念を用いていること）により所得段階区分が異なることについて、住民の理解が得られにくい面がある。	81.6%
○税制改正の影響により、収入が変化しなくても保険料額が大きく異なる。	70.3%
○基準額が上昇する中で、低所得者層の負担への影響が大きくなることが懸念される。	62.9%
○所得段階区分の中で所得の開きがあるにもかかわらず、一律の保険料額が適用されることについて、住民の理解が得られにくい面がある。	55.1%

*問題ありとの回答が半数を上回った項目を抜粋（複数回答）

2 本市の状況

(1) 保険料の改定状況

ア 第2期・第3期の保険料比較

【保険料の弾力化】

所 得 段 階 区 分	割 合	保険料年額(月額)	
		⑯ ~ ⑰	⑯ ~ ⑰
第 1 段階 (旧 1 段階)	・本人が生活保護を受給している場合 又は ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	0. 5	23,196 円 (1,933 円) 28,560 円 (2,380 円)
第 2 段階 (旧 2 段階)	本人及びすべての世帯員が市民税非課税であり、かつ本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額との合計額が 80 万円以下の場合	0. 5	34,794 円 (2,899 円) 28,560 円 (2,380 円)
第 3 段階 (旧 2 段階)	本人及びすべての世帯員が市民税非課税であり、かつ第 1 段階・第 2 段階にいずれにも該当しない場合	0. 75	42,840 円 (3,570 円)
第 4 段階 (旧 3 段階)	本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	1. 0	46,392 円 (3,866 円) 57,120 円 (4,760 円)
第 5 段階 (旧 4 段階)	本人が市民税(減免前)課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以下である場合	1. 11	57,990 円 (4,832 円) 62,832 円 (5,236 円)
第 6 段階 (旧 4 段階)	本人が市民税(減免前)課税で、前年の合計所得金額が 125 万円を超える 200 万円未満である場合	1. 25	71,400 円 (5,950 円)
第 7 段階 (旧 5 段階)	本人が市民税(減免前)課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満である場合	1. 5	85,680 円 (7,140 円)
第 8 段階 (旧 5 段階)	本人が市民税(減免前)課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満である場合	1. 75	69,588 円 (5,799 円) 99,960 円 (8,330 円)
第 9 段階 (旧 5 段階)	本人が市民税(減免前)課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上である場合	2. 0	114,240 円 (9,520 円)

①旧第2段階を細分化

(全国一律の所得段階区分を新設)

②旧第4段階を多段階化

(本市独自の段階区分設定)

*保険料の多段階化による基準額(月額)への影響

上記①及び②により 170 円上昇したもの、③により 90 円引き下げ

【保険料基準額の分布状況】

区分	保険者数	構成比率	備考
6,001 円以上 ~	1	0.1%	
5,501 円以上 ~ 6,000 円以下	15	0.9%	
5,001 円以上 ~ 5,500 円以下	39	2.3%	
4,501 円以上 ~ 5,000 円以下	177	10.5%	京都市 4,760 円
4,001 円以上 ~ 4,500 円以下	397	23.6%	京都府平均 4,427 円 全国平均 4,090 円
3,501 円以上 ~ 4,000 円以下	607	36.2%	
3,001 円以上 ~ 3,500 円以下	315	18.8%	
2,501 円以上 ~ 3,000 円以下	114	6.8%	
2,001 円以上 ~ 2,500 円以下	14	0.8%	
合 計	1,679	100.0%	

【所得段階区分の段階数別保険者数】

国標準	多段階化（保険者裁量）					合計
	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	
保険者数	1,361	250	55	8	5	1,679
構成比率	81.1%	14.9%	3.3%	0.5%	0.3%	100%

【所得段階区分の最高段階別保険者数】

国標準	多段階化（保険者裁量）						
	1.5 1.6 以下	1.5 超 1.7 以下	1.6 超 1.8 以下	1.7 超 1.9 以下	1.8 超 2.0 以下	1.9 超 2.0 以下	2.0 超
保険者数	1,363	19	32	174	21	61	9
構成比率	81.2%	1.1%	1.9%	10.3%	1.3%	3.6%	0.5%

* 多段階化を採用している 318 保険者のうち 2 保険者については最高段階が 1.5 (国標準段階) となっている。

(2) 合計所得金額の分布状況

【所得段階区分別対象者数】 … 平成 20 年 8 月現在

所得段階 区 分	本 人		世 帯 員 課税状況	対象者数 (複数世帯含む)
	合計所得金額 (単身者の場合)	課税状況		
第 1 段階	生活保護受給者等	—	—	15,016 人
第 2 段階	35 万円未満 (年金収入等 80 万円以下)	非課税	非課税	63,634 人
第 3 段階	35 万円未満 (年金収入等 80 万円超)	非課税	非課税	43,506 人
第 4 段階	35 万円未満	非課税	課 稅	77,220 人
第 5 段階	35 万円以上 125 万円未満	課 稅	—	30,404 人
第 6 段階	125 万円以上 200 万円未満	課 税	—	36,325 人
第 7 段階	200 万円以上 400 万円未満	課 税	—	32,938 人
第 8 段階	400 万円以上 700 万円未満	課 税	—	8,617 人
第 9 段階	700 万円以上	課 税	—	8,473 人

【所得段階区分別対象者割合】 … 平成 20 年 8 月現在

所得段階 区 分	本人の合計所得金額 (単身者の場合)	対象者数 (複数世帯含む)	構 成 比 率	
			実 績	計 画
第 1 段階	生活保護受給者等	15,016 人	4.8%	4.8%
第 2 段階	35 万円未満(年金収入等 80 万円以下)	63,634 人	20.1%	20.5%
第 3 段階	35 万円未満 (年金収入等 80 万円超)	43,506 人	13.8%	13.0%
第 4 段階	35 万円未満	77,220 人	24.4%	25.0%
第 5 段階	35 万円以上 125 万円以下	30,404 人	9.6%	9.1%
第 6 段階	125 万円超 200 万円未満	36,325 人	11.5%	11.3%
第 7 段階	200 万円以上 400 万円未満	32,938 人	10.4%	10.8%
第 8 段階	400 万円以上 700 万円未満	8,617 人	2.7%	2.9%
第 9 段階	700 万円以上	8,473 人	2.7%	2.8%
合 计		316,133 人	100.0%	100.0%

(3) 高齢期における経済生活状況

【高齢者の生活と健康に関する調査結果】… 平成 19 年 12 月実施

○主な収入源

公的な年金	86.6%
自分が働いて得る給与	17.5%
預貯金の引出し	13.7%
同居家族の収入	11.3%
私的な年金	9.0%
賃貸、利子・配当等収入	5.1%
子ども等からの援助	2.5%
生活保護	2.2%
恩給	1.1%
その他	1.3%
無回答	1.9%

50 万円未満	6.7%
50 万以上 100 万円未満	18.2%
100 万円台	23.0%
200 万円台	22.7%
300 万円台	12.5%
400 万円台	4.7%
500 万円台	2.3%
600 万円台	1.8%
700 万円以上	3.0%
無回答	5.1%

* 高齢者の多くは老後の収入源を公的年金により賄っているが（約 7 割が年収 200 万円未満），消費者物価の上昇が続いている反面，厚生労働省は過去の物価下落時の据え置き分との相殺により，来年度の年金受給額の改定は反映しない方針を固めたとされている。

(4) 保険料に対する意向

【高齢期の生活と健康に関する意識調査結果】… 平成 19 年 12 月実施

質問事項	高齢者（65 歳以上）			若年者 (40~64 歳)
	要介護等 未認定者	居宅サービス 利用者	居宅サービス 未利用者	
このままの設定でよい	18.1%	16.9%	14.9%	10.5%
このままの設定でよいが、 全体の保険料を上げ、困窮者分を下げる。	3.8%	4.3%	3.7%	5.8%
所得で細かく設定し、高所得層の保険料を上げ、低所得層を下げる。	37.3%	28.3%	25.4%	52.1%
その他	4.1%	1.4%	1.6%	5.1%
わからない	20.2%	28.1%	26.2%	23.0%
無回答	16.4%	21.0%	28.2%	3.5%

* 「低所得者に一定配慮すべき」とする回答が未認定者で約 4 割、既認定者で約 3 割となっており、所得の再配分機能を重視する意見が相対的に多かった。

一方で、高齢者のうち「現行のままでよい」とする回答が約 2 割、わからぬ又は無回答が約 4~5 割となっている。

I 第 4 期計画期間における介護保険料設定について

第 4 期保険料設定について

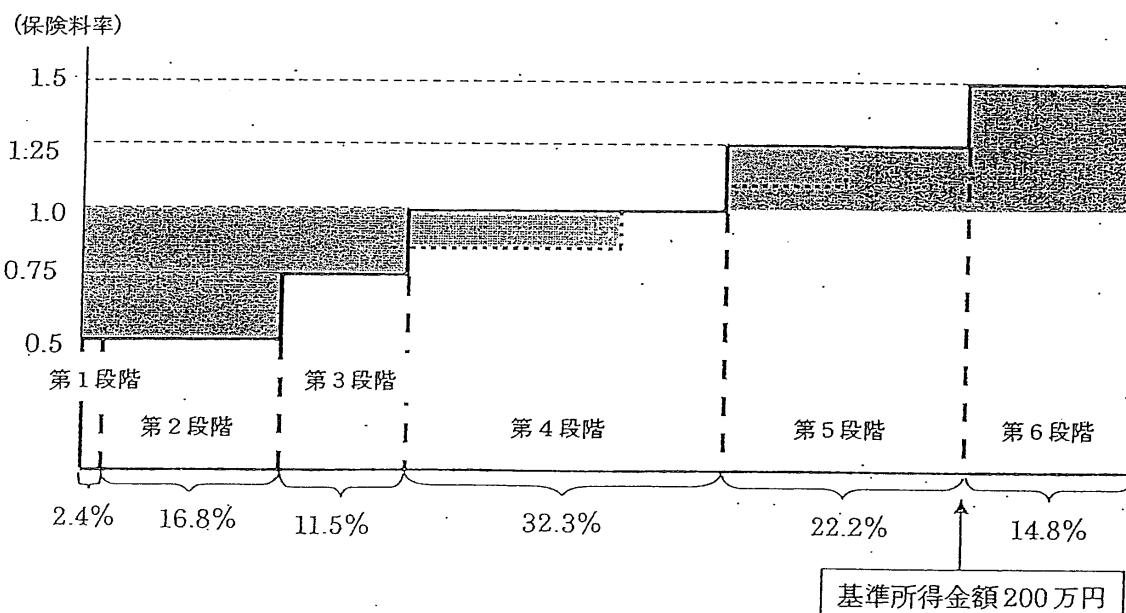
各保険者においては今後、第 4 期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方や保険料を算定する上で必要となる諸係数及び保険料計算を行うためのワークシートの考え方をお示しすることとする。

1. 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料設定の見直しにおいては、税制改正（平成 16・17 年度）に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成 20 年度で終了することを受け、第 4 期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるように、保険料負担段階第 4 段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乘じる保険料率を軽減することができるようとする。

※ 税制改正で第 5 段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については現行制度の多段階設定によって対応可能である。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税世帯非課税層（保険料第 1 段階～第 3 段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第 5 段階～）の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。



2. 保険者の保険料設定に対する考え方

(1) 次期保険料設定に関する変更点や考え方等について

各保険者において第4期保険料を設定するに当たり、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方留意する必要がある。

○税制改正に伴う激変緩和措置の終了

○現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

○保険料段階全体の調整

※ 概念図や政令案等につき、23～28ページの資料を参照。

①税制改正に伴う激変緩和措置の終了

平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了する。

平成21年度以降の対応については、当該激変緩和措置の終了により税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇する場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう対応しておく必要がある一方、既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者となった者との均衡を図る必要がある。

これらを考慮して、第4期については、保険者の判断によって所得段階に応じて保険料の軽減をさらに図ることができる仕組みとする。

具体的な内容については、下記②・③を参照されたい。

②現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行の保険料第4段階（市町村民世帯課税かつ市町村民税本人非課税者）に属する者のうち、下記に示した要件の者について保険者の判断で保険料の軽減を行うことが可能とする。

【保険料の軽減を受ける要件】

・市町村民税世帯課税本人非課税 かつ
・（公的年金等収入金額+合計所得金額） \leq 80万円／年を満たす者

③保険料段階全体の調整

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改定により市町村民税課税者となった被保険者が負担増となると考えられることから、例えば、合計所得金額125万円未満でひとつの段階を設ける、また、合計所得金額200万円以上の被保険者についても状況に応じて段階を設ける等、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を保険者において設定していただきたい。

（2）単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

- 保険料の全額免除
- 収入のみに着目した一律減免
- 保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第4期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

3. 保険料算定に必要な諸係数等について

各保険者において、第4期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、下記のとおりとし、これら諸係数等の変更に伴う政省令の改正については、準備が整い次第、順次行う予定である。

また、⑤後期高齢者加入割合補正係数については仮置値であり、本係数算出に当たって見込量ワークシートの数値（被保険者数の推計及び要介護（支援）認定者数の推計）が必要となるため、9月上旬を目途に数値の提供をお願いし、早急に本係数を示す予定である。

【保険料の算定に必要な諸係数】

①第2号被保険者負担率 ……（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令

（平成10年政令第413号）第5条）

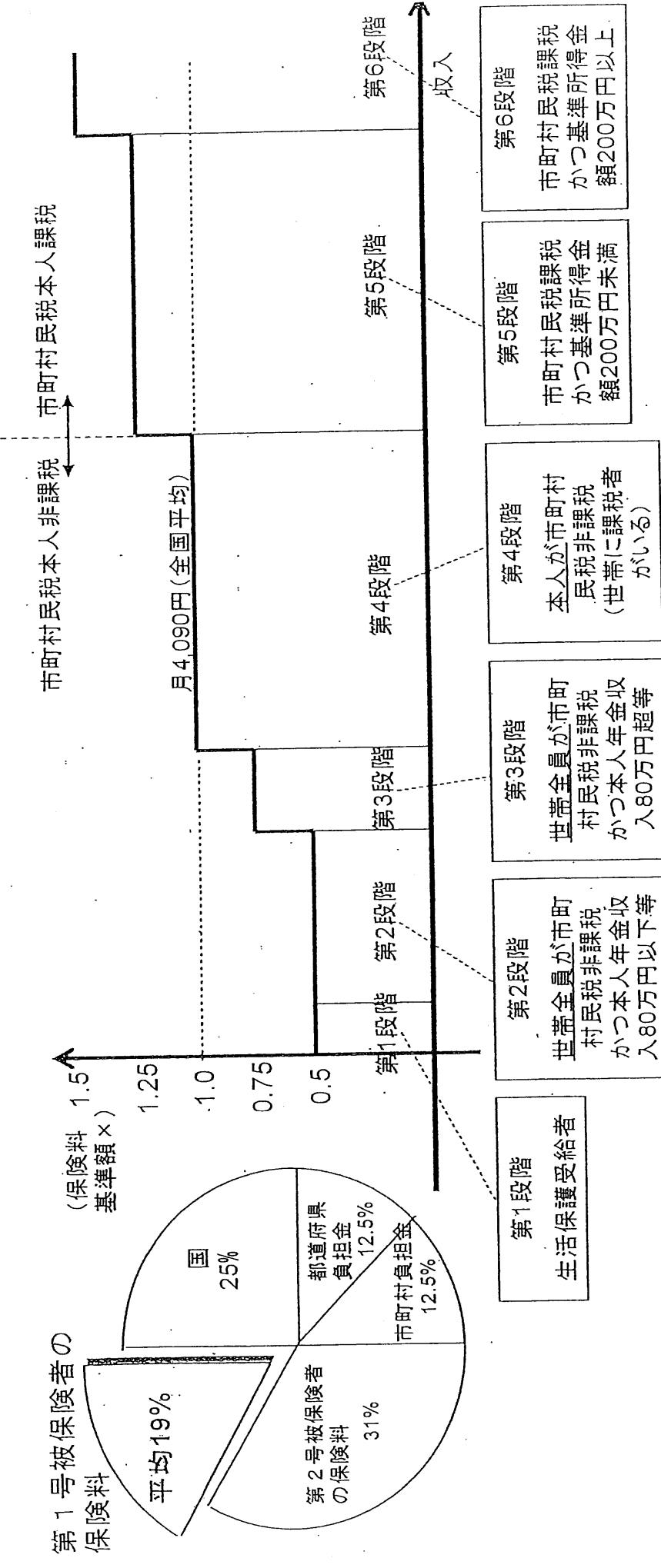
平成21年度から23年度までの第2号被保険者負担率 → 30%

（第1号被保険者の負担率は20%）

第4期介護保険料の段階設定について(第3期における税制改正激変緩和措置を踏まえた対応案)

現行制度における介護保険料設定の仕組み

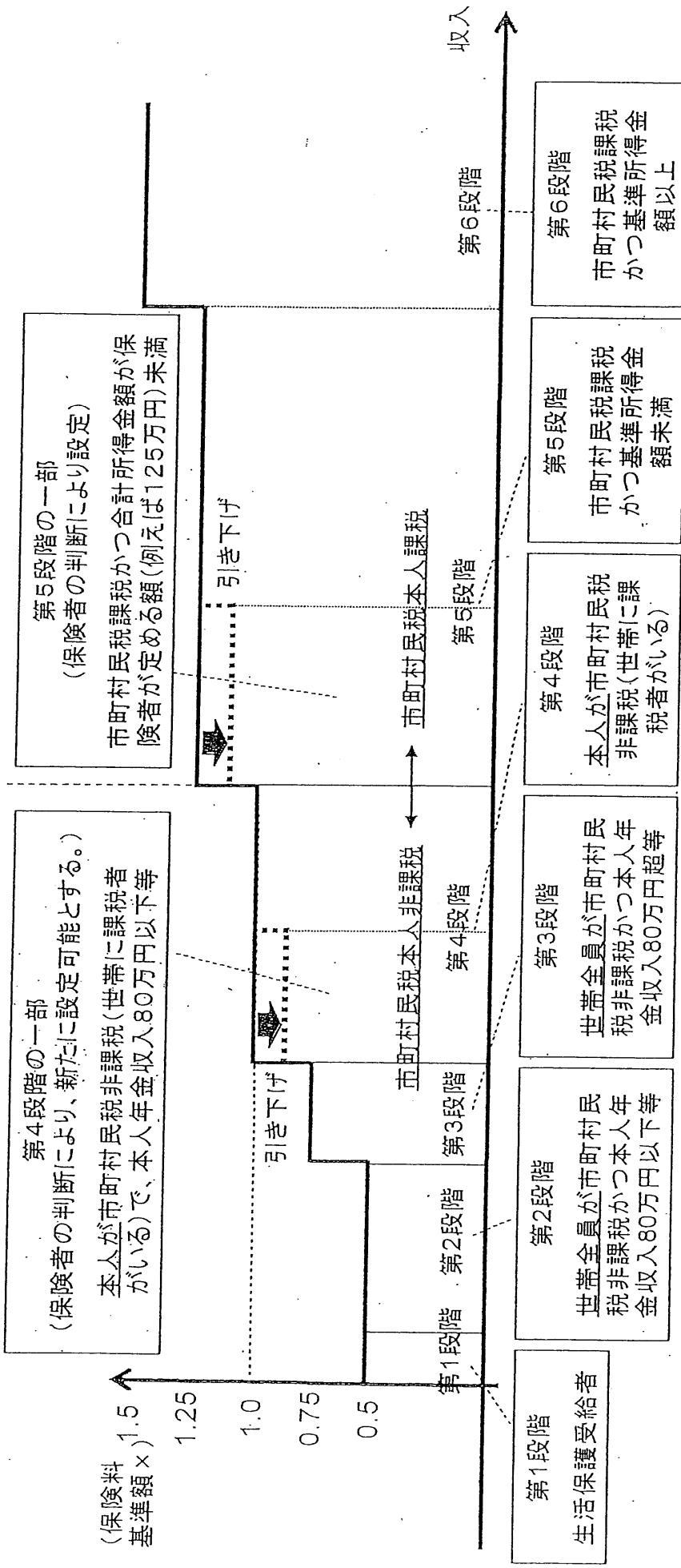
- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者との約19%(第3期の65歳以上高齢者人口比率)を高齢者に個人単位で課した介護保険料ににより賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。(標準は6段階)



第4期の保険料設定のポイント

○従前通りの6段階設定を標準とし、保険者の判断により以下の対応がとれるようになります。

- ・従来の第5段階の者の中合計所得金額が保険者が定める額(例えば125万円)未満の者について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げる幅)。【保険者に周知】
- ・従来の第4段階の者の中年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者(第2段階と同様の本人収入要件。)について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げる幅)は保険者の判断による。)。【政令改正】
・乗率引き下げ分には、第1号被保険者全体の保険料負担により賄う。



第3期の激変緩和措置

[税制改正の内容]

- ① 公的年金等控除の最低保障額の引下げ(140万円→120万円)
(平成16年度改正)－所得税・住民税
- ② 高齢者の非課税限度額(合計所得金額125万円)の廃止
(平成17年度改正)－住民税

(注)生活保護級地区区分1級地の場合

例：税制改正の影響により夫の保険料段階が第3段階から第5段階に上昇(妻の保険料段階は、連動して第2段階から第4段階に上昇)

